

(別紙2) 「西表島エコツーリズム推進全体構想に従い特定自然観光資源の所在する区域への立入りを制限する件(案)」に関する意見募集
(パブリックコメント)の実施結果について

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
1	6月20日中野ワイワイホールへ行った時も質問したのですが、何故大見謝川流域が入域制限地域に入らなかったのか疑問です。 6月15日中野ワイワイホールにて魚類の専門家より大見謝川流域の沢登による岩のコケを食べる魚類が減少しているとの指摘があったのに何故町とガイドはそこを考えないのか? 入域制限指定して人数を制限しないと現在でも日によっては車が止められないくらいです。来年より今より観光客が増えて困ったことになるのでは? 再考お願い申し上げます。	特定自然観光資源及び立入り制限を行う区域の指定は、エコツーリズム推進法第8条第1項及び第10条第1項において、「認定全体構想に従い」市町村長が行うこととされています。現在の西表島エコツーリズム推進全体構想において位置付けられている特定自然観光資源及び立入り制限を行う区域は、原案に記載の区域のみであることから、原案のとおりとさせていただきます。 いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	通報の窓口について 承認があるかどうか、もしくは承認を必要としない人かどうか疑わしい場合を見かけたとき、どこに通報すればよいでしょうか? 現状では役場のみが窓口になっていると思いますが、警察も窓口になるように役場と連携を強化していただければと感じます。	エコツーリズム推進法は、竹富町長の承認を得ずに特定自然観光資源に立ち入っている者(すなわち、違反行為を行っている者)に関し、町職員が当該人に対して退去等の指示を行った後、当該人が町職員による退去等の指示に従わなかった場合に、当該人に対して法に基づく罰則が適用される規定となっています。 以上のことから、違反行為を現認された場合は、原則として竹富町自然観光課にご連絡いただきますようお願いいたします。 一方で、例えば、違反行為を行っている者に直接注意等をしていただいた結果として当該人とトラブルとなった場合等は、警察宛て110番通報をしていただいて差し支えありません。 エコツーリズム推進法の違反行為については、その通報先に関わらず、管轄警察署と情報の共有及び連携を図りながら、必要な対応を講じてまいります。
3	現場での証拠提示について 四(二)立ち入りの承認を要しない行為で入域する場合、現場の巡視員にはどのような証拠を提示すればよいのでしょうか? また、必要な証拠を持っていない場合、違反と同様の扱いになるのでしょうか。	立入りの承認を要しない行為については、様々なケースを位置付けていることから、一概にお答えすることが困難です。 一般論として、特定自然観光資源所在区域に立入りの承認を要しない行為の実施を目的として立入る場合には、ご自身が立入りの承認を要しない行為に該当することを証する書類を持参いただくことが望ましいと考えています。
4	14日前までに提出が必要な書類について 一部の行為に対して14日前までに提出が必要な書類がありますが、場合によっては林野庁への入林届と兼ねられるような仕組みを作っていただけるとありがたいです。様式の指定がない点・メールでの提出でも構わないなどは非常にありがたいのですが、手続きがさらに簡素化されると感じました。	ご指摘の届出規定については、特定自然観光資源の適切な管理の観点から、当該規定に基づき承認が不要となる立入者について、管理上必要な情報を把握するために求めるものです。 一方で、いわゆる「林野庁への入林届」については、国有林野管理規程第78条に基づき森林管理局長が定める規則を直接の根拠とした行政指導事項であって、法令を根拠とした許認可等に該当しない上、届出書に記載の区域等を幅をもって記載することが運用上許容されているものと承知しており、入林届のみで特定自然観光資源の管理上必要な情報を把握することは困難と考えています。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。
5	教育的活動の範囲について 全体構想にある「学校行事や環境学習等の教育的活動」は竹富町立の小学校・中学校・幼稚園が実施するものだけに限定されています。島内の大学研究機関が実施する教育的活動(学生向けの実習や地域の方向けの公開講座など)は含まれていないと考えていますが、正しいでしょうか? もし含まれない場合、そのような活動はどのように手続きをすればよいでしょうか。	ご指摘のとおり、大学その他の学術研究を目的とする機関が行う教育活動については、承認を要しない行為に位置付けておりません。 これらの活動に伴って特定自然観光資源の立入りを希望する場合においては、法第10条第1項の規定による承認の申請をあらかじめ行っていただくことが必要となり、その申請については告示において定める審査基準に適合したもののみが承認されることとなります。

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
6	エコツーリズムの実施にあたって、様々な制限を設けてオーバーツーリズムによる負荷を軽減する取り組み全体には大賛成いたします。 ただ、「第7条第24号の規定による立入りの承認を要しない行為」の項目については、もう少し検討が必要かと思えます。研究機関による研究活動については認められていますが、大学等による実習や研修については将来の人材育成のためには奨励すべき活動であると思えます。実際にそのような場合には研究者が同行しており、環境に対する配慮、安全管理等も担保されているものと考えます。そのような活動は制限対象にすることは将来的なことを考えてもプラスにならないと思われます。ぜひ、立ち入り制限対象については、様々なケースについて再検討していただくようお願いいたします。	本町に立地する高校、大学等（以下、「大学等」とします。）の関連施設は、大学に附置された研究教育施設のみであることから、大学等による野外での実習、研修、修学旅行等（以下、「実習等」とします。）は、期間を定めて生徒、学生等が町外より西表島を訪れる形で開催されるものが中心と承知しています。こうした大学等による実習等は、人材教育の観点からの重要性は認められるものの、一般論として、一度に入域する者の数が一定程度の規模となることが想定されます。 一方で、エコツーリズム推進法第8条第1項の規定による立ち入り制限は、「多数の者の活動により著しく損なわれるおそれがある」ことを理由として実施するものです。 また、全体構想においては、特定自然観光資源以外の自然観光資源も多数位置付けを行っています。実習等の目的、内容により、自然観光資源を開催地とする代替可能性も積極的に検討されるべきと考えています。 これらを踏まえた公益性の比較衡量の結果として、高校、大学を含む竹富町立学校以外の教育機関等による教育活動を承認を要しない行為として位置付けることは、慎重にあるべきと考えています。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。
7	保護ゾーンについては原則として立ち入りを禁止することに賛成する。これらの地域は入西表島の自然を代表する地域の1つであり、その地域の保全の必要性は明らかである。 一方で、立ち入り禁止区域を設けることのマイナス面については配慮が必要と考える。特に教育面におけるマイナス面を指摘したい。 本件の例外規定において、竹富町立学校の児童生徒および教員は立ち入りが許されている。これは地元の児童生徒が地元のことを肌で知る上で非常に重要なことである。一方で、竹富町立の高校や大学はなく、大学についてはランチ（常勤職員のいる研究教育施設）が存在するのみである。地域の将来を考える上で、高校および大学の学生が立ち入ることは、将来自然と人とのかわり方を考えるべき人材の育成において非常に重要な意義がある。すなわち、これらの実習についても西表島の独自環境を体感することが、将来の地域のあり方を考える人材教育であるとする。今回の例外規定に高校および大学の实習は含まれていないということは、将来この地域のことを考えるべき人材が、地域の自然を知らないということになり大きな不安を残すことになる。さらに、学生が西表島に実習に来るためには、今後入島税導入もあり、経済的負担が大きくなる。以上から、教育効果や経済負担も考慮し、例外規定の見直しを要望する。 なお、（具体の大学・学部・学科名）の実習では、国有林に入林する際には入林届を提出し、実習の実施を認めていただいていた。このような申請の実施により、研究と同等の扱いにさせていただくことも可能ではないだろうか。すなわち、実習について例外規定を設けるということだけでなく、高校および大学の実習は、エコツーリズム推進法施行規則第7条22号（または24号）による例外適用に準じた運用することについても、検討の余地があると思われる。	本町に立地する高校、大学等（以下、「大学等」とします。）の関連施設は、大学に附置された研究教育施設のみであることから、大学等による野外での実習、研修、修学旅行等（以下、「実習等」とします。）は、期間を定めて生徒、学生等が町外より西表島を訪れる形で開催されるものが中心と承知しています。こうした大学等による実習等は、人材教育の観点からの重要性は認められるものの、一般論として、一度に入域する者の数が一定程度の規模となることが想定されます。 一方で、エコツーリズム推進法第8条第1項の規定による立ち入り制限は、「多数の者の活動により著しく損なわれるおそれがある」ことを理由として実施するものです。 また、全体構想においては、特定自然観光資源以外の自然観光資源も多数位置付けを行っています。実習等の目的、内容により、自然観光資源を開催地とする代替可能性も積極的に検討されるべきと考えています。 これらを踏まえた公益性の比較衡量の結果として、高校、大学を含む竹富町立学校以外の教育機関等による教育活動を承認を要しない行為として位置付けることは、慎重にあるべきと考えています。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。 なお、エコツーリズム推進法施行規則第7条22号の規定は「法令の規定により許可その他の処分を受けた行為」を対象としており、いわゆる「林野庁への入林届」については、国有林管理規程第78条に基づき森林管理局長が定める規則を直接の根拠とした行政指導事項であることから、「法令の規定による許可その他の処分を受けた行為」には該当いたしません。 また、エコツーリズム推進法施行規則第7条24号の規定による「特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ることが公益上又は社会通念上やむを得ないと市町村長が認める行為」を具体化したものが、本告示（案）となっているところです。
8	誤記の修正について 四（二）立ち入りの承認を要しない行為の「4」の部分で「竹富町の住民及よる余暇活動」となっており、「及よる」は「による」の誤記かと思えます。ご確認ください。	ご指摘のとおり修正いたします。

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
9	立入りの承認を要しない行為 4竹富町の住民及よる余暇活動 5竹富町の住民の親族による余暇活動 上記4、5の削除を希望します。 <理由> ・4、5に関しては竹富町の住民かどうかを現地で判断するのは難しい。 ・4、5に関してはフィールドの重要性、希少性がどのくらい理解しているのか判断できない。 ・4、5に関しては万が一の事故、遭難が発生した場合の救助体制が確立されていない。 ・4、5に関してはフィールドでのトイレ（ピナイサーラの滝周辺）が周知されておらず、土壌が悪化する可能性がある。 ・フィールドの環境が変わった際に、登録引率ガイド、もしくは立入り承認を受けた者の影響が大きいのか、4、5の影響が大きいのか判断することが難しく、フィールドの環境悪化が将来的に発生した場合、さらに厳しい制限になる可能性もあり、登録引率ガイドに不利益になることが考えられる。 以上のことから4、5の削除を希望します。	竹富町の住民及びその親族による余暇活動は、自然観光事業が盛んになる以前から行われてきた行為であり、承認を要しない行為として位置付ける社会的合理性及び必要性が認められるものと考えています。 一方で、現状として特定自然観光資源所在区域における竹富町の住民及びその親族による余暇活動を目的とした利用状況が十分に把握できていないことは事実であることから、特定自然観光資源の運用開始後、巡視の実施等により承認を要しない行為に基づく利用状況を把握し、必要に応じ告示を見直すことを念頭に、附則において1年を目途とした見直しの検討に関する規定を追加することとします。
10	6/20のわいわいホールでの説明会に参加しました。 説明会では住民の余暇活動や、住民の3親等以内の親族の立ち入りに関しては制限をしないおっしゃられていたので、たまたま家族とサンガラやピナイサーラに遊びにいっている住民の一人として安堵しました。 しかし、友人が年に数回遊びに来た際に、どのような手続きをとれば法律違反をせずに立ち入り可能となるのかがよくわかりませんでした。 説明会を聞いて今回の立ち入り規制のメインの目的は観光業者の立ち入り人数を管理することなのだろうと理解したのですが、普段ガイド業を行っていないものが非営利で知人などを連れて、自然環境に配慮して、悪意なく立ち入る場合の手続きについても整備して頂きたいです。	竹富町の住民の友人等による余暇活動を目的とした立入りについては、承認を要しない行為に位置付けておりません。 これらの活動に伴って特定自然観光資源の立入りを希望する場合においては、エコツーリズム推進法第10条第1項の規定による承認の申請をあらかじめ行っていただくことが必要となり、その申請については告示において定める審査基準に適合したもののみが承認されることとなります。
11	観光客、住民への周知を大きく行ってほしいです。クチコミで単独で入山する人が多いと思います。住民もそこまで興味がなくとも、観光客に簡単にすすめることもあると思います。フェリーチケットを買う際に同意書を求める、単純明快な啓蒙ポスターを港、各宿、居酒屋に貼る、等の措置をお願いします。	本告示の施行日としている令和7年3月1日までに、リーフレットやポスターの作成、送客側事業者向けの説明会の実施等、特定自然観光資源の導入に向けた普及啓発に係る取組を実施する予定としています。 いただいたご意見も踏まえながら、引き続き周知広報に努めてまいります。
12	住民説明会の質問と回答の公開について 住民説明会で出た質問と回答を公開していただけると、同じ質問が繰り返されず、より理解が進むかと思いました。ご検討いただければ幸いです。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
13	登録引率ガイドのペーパーテストで、テキストがそのままであるという、カンニングに近い記憶力テストであることは運営面で、稚拙であり、その様なガイドが、西表の世界自然遺産を守れるとは到底考えられない。 また、一般に対して同等の講習をし、入域を認めれば、立ち入り制限をする意義さへ私には理解できない。 また、ヒナイ地域での住民の余暇活動が無制限に許されていて、観光客にはガイド料や入域料を徴収するのでは、住民の優遇に他ならず公平性を著しく欠くものである。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。